

児童虐待死亡事例等検証会議結果等について（概要）

佐賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会検証会議【平成30年（2018年）11月】

事例概要

- ・被害者である当時4歳の男児（以下「本児」という。）は、両親からの相談（生活困窮等）により、出生直後にC県の乳児院に入所。両親の強い希望により約3年後に家庭引取りとなったあと、佐賀県に転居。佐賀県内の自宅において、母親が本児に対し、頭部に衝撃を与える暴行を加えたことにより、急性硬膜下血腫の傷害を負わせ、約3カ月後に、急性硬膜下血腫に基づく脳機能傷害により死亡させた事案。
- ・裁判における判決では、児童虐待が本児死亡の直接の原因とはされていない。

問題点・課題

施設退所後の支援

家庭復帰後の支援については、リスクアセスメントを的確に行った上で検討する必要がある。家庭引取り前に行われた関係機関での支援会議では、明確な役割分担ができておらず、地域の要保護児童対策地域協議会の活用も図られていなかった。

C県D市児童相談所は「顔に痣がある」旨の虐待通告を受けたが、虐待対応の基本となる48時間以内の目視確認を行っていない。また、家庭復帰後のC県D市児童相談所による接触は、家庭訪問1回、通所面接2回のみで、転居の情報も把握できていなかった。

虐待のおそれがあるケースへの対応

佐賀県への転入後に在籍した保育所へ、本児は頻繁に傷や痣を作って登園していたが、保育所は虐待通告を行わなかった。保育所は、虐待対応に関する知識が十分でなかったと言える。

問題点・課題に対する提言

施設から家庭復帰したケースに対する支援体制の構築

虐待以外の理由により入所した場合でも、退所前または退所後において、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関で情報共有を行い、地域における見守りを継続的に行う必要がある。児童相談所は、在宅での支援策を講じるに当たり、市町村の担当課と情報を共有するとともに、連携しながら地域での見守り等を行う必要がある。また、市町村においては、家庭復帰が円滑に定着するための相談・支援を養育支援訪問事業等を活用しながら、積極的に展開していくことが求められる。

虐待通告時の対応の徹底

虐待のおそれがある場合には緊急対応を行うことは当然であるが、明確に虐待と判断できない場合でも、児童虐待防止法第8条第2項にも規定されているとおり、速やかに子どもの安全を確認するための措置を講じなければならない。

継続ケースへの対応

援助を展開する機関においては、その援助が担当職員任せとなり、停滞することのないよう、組織的に進捗状況を管理するなど、組織でのケース管理機能を構築することが求められる。

保育所等における児童虐待対応力の向上

保育所等に求められている責務の周知や、虐待対応の基礎知識等の普及啓発が喫緊の課題。地域の児童相談対応窓口（各市町児童福祉主管課）や児童相談所等へ相談や通告を行いやすい体制を整えることも求められる。また、問題が深刻化する前の早い段階での相談・通告等を促すため、あらゆる機会並びに多面的な媒介手段により、児童相談所を含む地域の児童家庭相談体制について、保育所等はもとより、家庭、地域住民、関係機関等への周知に努める必要がある。